

特別記事

本会の法人化について ～中間報告と議論のお願い～

高梨直紘、法人化検討委員会

1. はじめに

本稿は、本会の法人化について検討を進める「当会の法人化検討のための委員会」(以下、法人化検討委員会)によるこれまでの検討状況を報告し、基礎となる資料を提示することで、会員の皆さんが支部会等の機会を利用して議論していただくようお願いすることを目的としたものです。

法人化検討委員会は、2014年度第5回運営委員会での承認を経て設立された会長諮問機関ですが、その設置目的は“法人化によって生じるメリットとデメリットを調べ、当会の法人化の是非について検討する”ことにあります。その目的の下で、これまで本委員会では情報収集や論点の整理を行ってきましたが、その進捗状況について2015年8月20日に北海道大学にて行われた総会において30分程度の時間を使って中間報告を行いました。本稿では、この時に報告された内容を中心に、改めて現在までの検討状況を会員の皆さんにお伝えしたいと思います。

2. 活動内容とロードマップ

最初に、法人化検討委員会の具体的な活動内容と今後の予定について述べます。法人化検討委員会では、2016年8月に開催される総会で行われる可能性がある本会の法人化の是非を問う決議において、会員各自が法人化について自分自身の考えを持ち、決議に主体的に参加できるようサポートすることが大事な役割であると認識しています。そのために必要な情報や考え方を整理し、会員に提供することが、本委員会の主要な活動になります。

具体的に本委員会に与えられているミッシ

ョンは次の通りです。①公益法人制度改革関連3法の内容を調べ、法人化によって生じるメリットとデメリットを具体的に提示すること、②他学会における法人化の状況を調べること、③当会が任意団体として運営されている現状における問題点を調べること、④当会を法人化する場合の手順、法的手続き等について調べること、⑤以上の調査結果を基に、当会を法人化することの是非を検討し、委員会としての結論を会長に答申すること、の5点となっています。

これらの内容については、今後、各支部集会や会報、メーリングリスト等を通じて情報を提供していきます。委員会内での議論だけでなく、会員による議論も参考にしながら、最終的には2016年7月を目処に会長へ最終答申書を提出する予定となっています。

3. 議論の背景

さて、そもそもなぜ今、法人化の議論が出てくるのでしょうか。本会の法人化を考えるにあたって押さえておくべき前提をまとめておきましょう。

3.1 新公益法人法の制定

本会の法人化について検討が始められたきっかけのひとつは、2008年12月に施行された「新公益法人法」[1]です。この法律の施行は、2000年代初頭に行われた公益法人制度改革の中核をなすもので、これは1896年の民法施行以来、ずっと使われてきた公益法人制度を抜本的に見直すものでした。この法律の施行に伴って、従来の公益法人(社団法人・財団法人)は2013年末までに全て新法人に

移行することが国から求められ、移行しなかった場合には解散したものと見なされることになりました。

法人格を有していた学術団体も、もちろんこの新公益法人法の対象です。この法律の施行に先立って、2008年5月には日本学術会議から「新公益法人制度における学術団体のあり方」[2]について提言が行われる等、学術団体がスムーズに新法人へ移行できるよう準備が進められてきました。そして、多くの学術団体が期限に間に合うよう、新公益法人法の下で一般社団法人や公益社団法人などへと移行していきました。

本会は、現時点では法人格を持たない、任意団体（人格なき社団、あるいは権利能力なき社団）にあたります。旧法の下で法人ではなかった本会のような学術団体は、法律上は、この移行措置の対象にはなっていません。しかしながら、日本学術会議からは法人格を持たない本会のような学術団体においても、法人格を取得することが望ましいという見解が示されています[3]。

このような社会情勢を踏まえ、本会執行部でも法人化の議論が本格的に行われるようになり、2014年度に会長諮問機関として本委員会が設立されるに至ったのです。

3.2 本会を取り巻く背景

本会は法人化すべきか、否か。それを考えるにあたって、本会を取り巻く環境についても考えておくことは有益でしょう。

本会は「天文教育の振興および天文普及活動の推進を目的」[4]とした会ですが、その背景に天文学の存在が深く関わっているのは言うまでもないことです。現代の天文学は、5,000年にも及ぶ長い歴史の中で見れば、急速な発展の時期にあるといえます。観測能力やデータ解析技術の向上など、学術研究システムの効率化などが、その発展を支えています。

その結果、ダークエネルギーや太陽系外惑星の発見など、天文学史上重要な発見もなされていることは、よくご存じでしょう。

このような状況の下、日本の天文教育や普及活動も、質の向上とともに活動の広がりをみせています。明治時代から連綿と続くさまざまな教育・普及活動や、全国にあるプラネタリウムや科学館等の科学系教育施設の存在は、世界的に見てもユニークなものです。2000年代以降になって日本にも入ってきた、双方向性を重視する科学コミュニケーションの考え方においても、天文教育普及分野は常にリーダーシップを発揮して他分野に影響を与えてきたと言えます。

1989年に立ち上がった本会は、これまでの30年近い活動を通じて、常に日本の天文教育普及の中核を担ってきました。およそ600名の会員を有し、全国規模のネットワークを構築している本会は、今後も日本の天文教育普及をリードする存在として期待されているはずです。このような期待に応えるための本会の運営形態として、どのようなあり方がふさわしいかを考える必要があるのです。

3.3 他学会の状況

本会の今後の動向を考えるにあたって、他の団体がどのような決断を下しているのかを知ることも、参考になるでしょう。本会に比較的近い関係にある団体たちが、現在どのような状況にあるかをまとめたのが表1になります。新公益法人法が施行される以前から法人格を持っていた日本天文学会は、2012年12月に公益社団法人化を果たしています。一方、本会と同じく任意団体であった理科教育学会は一般社団法人へと、東亜天文学会はNPO法人へと、それぞれ法人化を果たしています。まだ法人化されていない団体もあり、それぞれの置かれた状況に応じてさまざまな考え方がありうるということがわかります。

表 1 本会に近い他団体の動向

組織名	会員数(人)	年会費(円)	現状形態	以前	変更年
日本天文学会	3,100	18,000	公益社団	社団	2012/12
日本地学教育学会	560	7,000	任意	-	-
日本理科教育学会	2,000	9,700	一般社団	任意	2015/7
JPA	270	10,000	任意	-	-
JAPOS	200	2,000	任意	-	-
JASC	300	10,000	一般社団	-	-
東亜天文学会	900?	6,000*	NPO	任意	2012/12
天文教育普及研究会	660	5000	任意	-	-

2015年8月時点での状況。JPAは日本プラネタリウム協議会、JAPOSは日本公開天文台協会、JASCは日本サイエンスコミュニケーション協会を指す。東亜天文学会においては、数の多い一般会員の年会費を記した。

4. 考えるべきポイント

4.1 取りうる解

最初に、法人化について本会が取りうる解を示しておきましょう。結局のところ、選択肢は①任意団体、②NPO法人、③一般社団法人、④公益社団法人の4つに絞り込まれます(図1)。ただし②~④は、いずれも収益事業を行わない非営利型法人を想定しています。財団法人や株式会社も可能性としてはありますが、本会のこれまでの活動内容や基本財産を持たないことを考えれば、それらの形態はそぐわないと判断し、検討対象からは除外することにしました。この4つの解のうち、どれがふさわしいあり方であるのかを考えていくことになります。

各法人の特徴についても簡単にまとめておきましょう。①任意団体とは、法令上の要件を満たさない、権利能力のない社団を指します。本会の現状は、この任意団体に分類されます。②NPO法人とは、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない社団を指します

[5]。③一般社団法人とは、剰余金の分配を目的としない社団を指します[6]。④公益社団法人とは、一般社団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査(公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等)を経て、行政庁(内閣府又は都道府県)から公益認定を受けた社団を指します[7]。

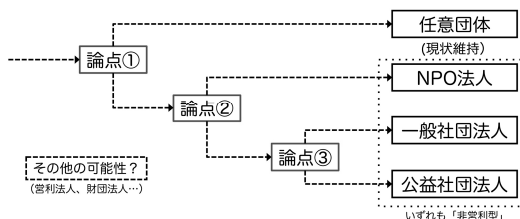


図 1 本会の取りうる解

取りうる解は4つで、大事な分岐点は3つある。

4.2 メリット、デメリットの比較

では、図1に挙げた論点①~論点③について、それぞれメリットとデメリットを考えてみましょう。表2~4は、先に示した選択肢

を取るときに、それぞれどのようなメリット・デメリットがあるのかをまとめたものです。

この中でも特に留意すべきなのは、本会が法人化しない時のデメリットとして、社会的責任を果たしている団体であるとは社会から見なされない可能性があることです。天文教

育・普及という、社会を対象とした活動を中核に据える本会は、当然ながら社会の構成員として高い意識を持ち、その責任を果たしていくべきです。そのような視点に立ったとき、任意団体として活動している現状は、望ましくない状況であると言えるでしょう。

表2 メリット・デメリットの比較（論点①）

	法人化する	法人化しない
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・運営が透明化されることで、社会的信用度の向上が期待される ・口座開設等を法人名でできるようになる ・会誌の販売等の事業が可能になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・会の体制や運営方法の変更に伴う負担を回避できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事務作業量の増加と、それに伴う専任事務員の確保によるコスト負担増 ・法人税や法人住民税（均等割）等の支払い義務の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産等は会長個人名義と見なされ、納税や相続等で問題を生じる可能性がある ・社会を構成する一員としての意識が低い団体であると見なされる可能性がある

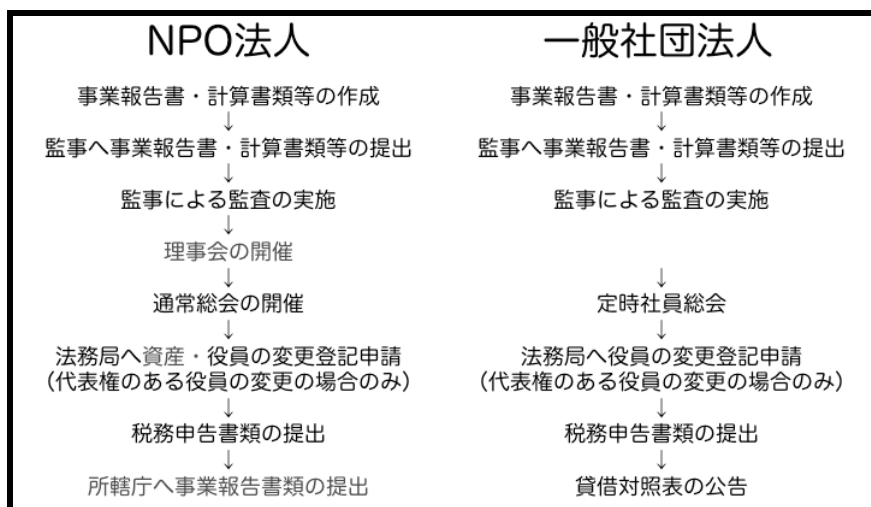
表3 メリット・デメリットの比較（論点②）

	NPO 法人になる	社団法人になる
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開が義務づけられており、運営の透明性が高く、社会的信用度が相対的に高い ・法人税や法人住民税等に優遇措置がある ・認定 NPO 法人になって、一層の税制上の優遇措置を受けられる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立は NPO 法人よりも負担が小さい ・運営も NPO 法人よりも負担が小さい ・公益社団法人になって、一層の税制上の優遇措置を受けられる可能性がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人の形態を取る学術団体は少なく、一般に学術団体と思われない可能性がある ・社員の資格を制限できない ・管轄官庁に事業の報告義務があり、事務作業量が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇措置はほとんどない

表4 メリット・デメリットの比較（論点③）

	一般社団法人になる	公益社団法人になる
メリット	・事業内容や運営についての制度上の縛りが小さく、公益社団法人よりも自由度が高い	・税制面での優遇がある（法人税、公益事業収益、寄付金受託など） ・寄付を受けやすい体制となる
デメリット	・税制面での優遇はほとんど無い ※非営利型法人の場合は、収益目的事業に対してだけ課税される。また法人住民税額は公益社団法人と同額である。	・公益認定を受けるための体制作りや設立手続きには一定の負担がかかる ・行政庁の監督を受ける必要があり、それに伴う事務作業量の増加が見込まれる

表5 1年間の事務作業の流れの比較



4.3 法人化した際の事務作業量

法人化する場合、どの法人形態を選んでも事務作業量の増加が見込まれます。実際、どの程度の作業量が増えるのでしょうか。表5は、NPO法人および一般社団法人になった場合に必要とされる1年間の事務作業をまとめたものです。

現時点でも、本会では毎年事業報告書および決算書を作成し、監事による監査を経て総会で審議にかけていることを考えると、法人

化した場合でも作業の手順としては大きく変わるわけではありません。しかしながら、決算書等については税務申告で求められる形式に則って作成する必要があり、作業にあたってより専門的な知識が求められることになるでしょう。場合によっては、税理士等、外部の専門家の協力を（有償で）得る必要があるかもしれません。

5. 今後の議論に向けて

最初にも述べた通り、2016年夏の総会において本会の法人化の是非についての決議が行われる可能性があります。それまでに会員の皆さんがそれぞれ考えておくべき、もっとも大事なことは、本会を今後どのように発展させていきたいか、ということです。法人化は目的ではなく、あくまでも手段に過ぎません。目的として本会の将来像が先にあり、それを実現するための手段として法人化の是非が議論されるべきでしょう。本会のあり方の議論がなくては、仮に本会が法人化したとしても、その体制の維持に汲々とするでしょう。それでは本末転倒です。より高い意識を持って、会員が本会の運営や活動に関わるためには、会員各自が改めて本会の存在意義を問い直し、本会への自分なりの参加の仕方を見つけていく必要があるでしょう。その前提があって、初めて本会を法人化するにあたってのメリット・デメリットという議論が意味を持つのです。

現在調整中ではありますが、今後、各支部の集会でも本会の法人化に関する議論の場を設けていただく予定です。ふだんは支部集会に足を運ぶ機会がない方も、ぜひこれを機会に集会へ参加し、顔を合わせての議論に参加して下さい。活発な議論をよろしく願います。

なお、法人化検討委員会では、来年2016年3月に発行される「天文教育」において、ふたたびレポートを掲載する予定です。

文 献

- [1] 『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律』(平成十八年六月二日法律第四十八号)
- [2] 日本学術会議(2008)『新公益法人制度における学術団体のあり方』
<http://www.sej.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t57-1.pdf>
- [3] 2013年3月31日に公表された日本学術会議の科学者委員会・学協会の機能強化方策検討等分科会(委員長:石原宏)のレポートで、そのような言及があったとのこと
- [4] 本会会則より
<http://tenkyo.net/kaisoku.pdf>
- [5] 内閣府NPOホームページより
<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/npoiroha>
- [6] 法務省ウェブサイトより
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html>
- [7] 内閣府ウェブサイトより
http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_seido.html



高梨 直紘

* * * * *